

宮古市「田老の決断」

論 風

防災・危機管理ジャーナリスト

渡辺 実



■わたなべ・みのる

工学院大工卒。都市防災研究所を経て1989年まちづくり計画研究所設立、代表取締役所長。NPO法人日本災害情報サポートネットワーク理事長。技術士・防災士。60歳。東京都出身。最新刊「大地震にそなえる自分と大切な人を守る方法」(中経出版)、「都市住民のための防災読本」(新潮新書)。

被災者の思い阻む補助制度

い」と考えるのは当然である。

検討会当初は、一部移転案で議論が進んだ。破壊された海側の防潮堤を県で14.7m高に整備して10m高の防浪堤に挟まれた個所を非可住地に指定、住民は高台へ移転する。そして中心市街地は県による津波シミュレーションから想定浸水高以上とされる土地の4mかさ上げを実施し、従前の場所にまちを復興するという案であった。なぜ14.7mか、シミュレーションはそれでいいのか、4mかさ上げで安全なのか。疑問は尽きず、次第に被災全戸を対象

途中段階の意向調査でもかさ上げ地を望む回答は5.9%にすぎなかった。

それでも最終案まで宮古市が強く進めてきたのは、一部移転案である。理由は、全戸高台移転用地の確保が難しい、事業費が膨大になり国の復興補助事業の枠を超える、被災区域以外の高台移転は復興事業対象外になり自己負担になる、などである。

検討会は最終的にかさ上げ地区への居住を望む少数の意向を尊重し、次の方針を市長へ提言した。「シミュレーションの浸水区域は高台へ移転。将来的には今回浸水していない周辺も含め安全な高台等に全戸移転することを基本にまちづくりを進める。それが可能になるよう復興特区などの制度を要望する。一部に集約してかさ上げ住宅地を整備するが、公営住宅は建設しない」

現行復興制度・事業の壁

多くの被災者や住民が全戸高台移転を望んでも、なぜ宮古市は一部移転にこだわったのか。原因は、国の補助対象は被災地に限定するという復興事業制度の線引きにある。宮古市の財政状況から復興は国の補助事業に依存しなければならぬが、現行制度は東日本大震災のように中心地もろとも破壊された場合を前提としていない。

「4度目はない」は田老の復興哲学である。被災者の切実な決断を実現できる復興制度が必要である。今回被害を免れた集落を「見なし被災地」として高台移転の対象とする特区制度などを活用できないか。田老の決断を阻む壁は特別な例ではない。近い将来、巨大津波が発生する南海トラフ沿いの対応にもつながる重要テーマである。

東日本大震災から1年。岩手県宮古市は昨年4月、震災復興本部を設置して6月に基本方針、10月に基本計画を策定。これらをベースに市内33地区それぞれに住民代表をメンバーとする復興まちづくり検討会が設けられ、田老地区復興計画案は今年2月22日の最終検討会でまとめられた。「田老の決断」である。翌週28日に市長へ提言され、市長の決断に委ねられた。

「もう4度目はない！」

宮古市田老地区は明治29年の「明治三陸津波」で1867人、昭和8年の「昭和三陸津波」で911人の死者を、今回の東日本大震災では200人余の死者・行方不明者を出した。昭和三陸津波の後、先人は高台移転ではなく元の場所に住むことを決断。しかし二度と同じ悲痛を繰り返してはならないと、10m高の津波防浪堤(現・二線堤)と高台へ避難しやすい基盤の目状の道路網などを整備、加えて伝承「津波てんでんこ」による訓練を繰り返した。その後、海側にもう一つ、13.7m高の防潮堤(一線堤)が整備された。

3月11日。津波は2つの壁を超え、中心市街地はほぼ壊滅した。これを踏まれば住民の多くが「もう4度目はない。高台にまちを移転し、孫子の代には安全・安心な田老を復興させた

とした「全戸高台移転案」が加わった。

回を重ね、田老地区全体のまちづくりへと議論は進展した。破壊や浸水を免れた住宅に住む人々の安全は今後確保されるのか、彼らを置き去りにして高台へ中心市街地をつくるのか。街を失った彼らも被災者にならない。

1月、全田老住民に示した計画案では、一部移転と全戸高台移転の両案併記で意見を聞いた。筆者も理事である「NPO立ち上がるぞ!宮古市田老」が実施したアンケートでは7割以上の住民が高台移転を望み、市が実施した